

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>朝霞蕨線</p>	<p>路線名</p>
<p>朝霞市大字上内間木字西通七〇四番二地先から同市大字上内間木字西通七〇四番一地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十四年六月八日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三四・八七メートル</p>	<p>備考</p>